

○農林水産省令第五十八号

獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）第二十二条の規定に基づき、獣医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月十一日

農林水産大臣 野村 哲郎

第6号様式

獣医師法第22条の届出書

(令和 年12月31日現在)

獣医師法施行規則の一部を改正する省令
第六号様式を次のように改める。

(1) 登録番号	第	号	(2) 本籍地の属する 都道府県名	都道 府県
(3) 登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正	年 月 日	(4) 生年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正
(5) 氏名	ふりがな		(6) 性別	男・女
(7) 現住所	〒	都道 府県	電話()
(8) メールアドレス				
(9) 主たる職業 ((10)から(12)までの各項目について最も該当するもの一つを○で囲むこと。 該当するものが2つ以上ある場合は、(15)従たる職業の概要欄に(10)及び(11)から該当する番号を併せ記入すること。)				
(10) 業務の種類	(11) 業務の内容		(12) 勤務先	
I 産業動物診療 i 牛 ii 馬 iii 豚 iv 鶏 v その他 II 小動物診療 i 犬 ii 猫 iii 小鳥 III I 及び II 以外の診療 IV 診療以外の業務であって 獣医学上の知識を必要と するもの V 獣医学上の知識を必要と しない業務 VI 無職(学生、その他) i 獣医系大学の大学院生 ii その他学生 iii その他 ※ I 又は II を○で囲んだ者は、 I の i から v まで又は II の i から iii までの主たる対象を一つ選択し、 ○で囲むこと。 ※ VI を○で囲んだ者は、i から iii までの該当する数字を一つ選択し、 ○で囲むこと。	1 自ら開設する診療施設において診療の 業務に従事(開設者又は法人代表者) 2 他の者が開設する診療施設において診 療の業務に従事 3 自ら往診のみによって診療の業務に従 事 4 他の者に雇用され往診のみによって診 療の業務に従事 5 行政事務に従事 ア 農林畜産 イ 公衆衛生 ウ 環境 エ その他 6 試験研究に従事(大学勤務を除く。) 7 獣医系大学で教育に従事 (教官又は教員) 8 獣医系大学の勤務者で7以外に従事 9 獣医系大学以外で教育に従事 (教官又は教員) 10 その他の業務に従事 ア 製薬 イ 飼料 ウ その他 (5又は10を○で囲んだ者は、5のAからEまで又は10 のAからUまでの該当する分野を一つ選択し、○で 囲むこと。)		01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組 合連合会又は特定組合 04 国 05 都道府県 06 市町村 07 独立行政法人 08 国公立大学法人 09 私立学校 10 競馬関係団体 11 民間企業 12 公益法人、一般社団法人 等 13 その他 (04から06までのいずれかを○で囲んだ 者は、①から⑥までの番号を一つ選択 し、○で囲むこと。) ① 本庁等 ② 検査指導機関 ③ 家畜保健衛生所等 ④ 保健所等 ⑤ 食肉衛生検査所等 ⑥ その他	
(13) 勤務先の名称	ふりがな			
(14) 勤務先の所在地	〒	都道 府県	電話()
(15) 従たる職業の概要				
(16) 業務経験				
① 臨床経験 (産業動物診療)	有・無	有の場合は年数を記入 年	② 臨床経験 (小動物診療)	有・無
(17) 防疫業務 への協力	可・不可	防疫業務とは、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第 2条第1項の表の上欄に掲げる家畜の伝染性疾患の発生を予 防し、及びまん延を防止することに係る業務をいう。		(18) (任意) 出身地
(19) 備考	都道府県 ・外国			

裏面へ続く

(日本産業規格A4)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則

注意

- 1 登録年月日には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記入すること。(登録事項の変更等で免許証の交付を2回以上受けている場合は、免許証裏面に記載された登録年月日を記入すること。)
- 2 主たる職業の業務の種類は、次のとおりとする。
 - 一 産業動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏又はうずらであるものをいう。
 - 二 小動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が犬、猫又は獣医師法施行令(平成4年政令第273号)第2条各号に掲げる飼育動物(以下「小鳥」という。)であるものをいう。
 - 三 I及びII以外の診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、犬、猫及び小鳥以外の動物であるものをいう。
- 3 勤務先について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 特定組合 農業保険法(昭和22年法律第185号)第73条第4項に規定する特定組合をいう。
 - 二 公益法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人をいう。
 - 三 一般社団法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する一般社団法人等をいう。
- 4 従たる職業の概要には、(10)及び(11)から該当する番号を併せ記入すること。また、(10)のI又はIIを業務の種類として選択した場合には、Iのiからvまで又はIIのiからiiiまでの主たる対象を一つ記入し、(11)の5又は10を業務の内容として選択した場合には、5のアからエまで又は10のアからウまでの該当する分野を一つ記入すること。
- 5 臨床経験(産業動物診療)及び臨床経験(小動物診療)の年数には、獣医師名簿に登録されてから現在までの間における通算の産業動物診療及び小動物診療の経験年数をそれぞれ記入すること。
- 6 出身地(任意)には、高等学校等の卒業までに過ごした期間が最も長い都道府県を記入する。外国の場合は「外国」を丸で囲むこと。
- 7 届出書が経由される都道府県が前回と異なる場合は、前回の都道府県名を(19)備考欄に記入すること。
- 8 本届出書の利用目的は、次のとおりである。
 - 一 農林水産省において、獣医師の届出状況を集計・公表し、農林水産行政の基礎資料として活用すること。
 - 二 農林水産省において、獣医療に関する通知等の情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。
 - 三 農林水産省において、都道府県の依頼に応じて行う防疫業務への協力依頼及び獣医療体制整備に係る情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。
 - 四 届出先の都道府県において、獣医師確保対策や防疫業務への協力依頼の送付等に活用するため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。